

委任専決事項の指定についての一部を改正する指定

委任専決事項の指定について（昭和52年3月29日松戸市議会議決）の一部を次のように改正する。

第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 金銭の給付を目的とする市の債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で、その目的の価額が200万円以下のものに係る訴えの提起（次項に規定する訴えの提起を除く。）に関する事。

委任専決事項の指定についての一部を改正する指定新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決すべき事件のうち、次の事項については、市長は、これを専決処分することができるものとする。</p> <p>1 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定でその額が200万円以下のものに関する事。</p> <p>2 市が当事者である和解で、その目的の価額が、200万円以下のものに関する事。</p> <p>3 字の区域若しくは名称又はこれに伴う地番が変更された場合における当該変更に係る条例の改正に関する事。</p> <p><u>4</u> 市営住宅及び市営住宅用駐車場の明け渡し並びに家賃及び駐車場使用料並びにこれらに相当する損害金の請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決すべき事件のうち、次の事項については、市長は、これを専決処分することができるものとする。</p> <p>1 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定でその額が200万円以下のものに関する事。</p> <p>2 市が当事者である和解で、その目的の価額が、200万円以下のものに関する事。</p> <p>3 字の区域若しくは名称又はこれに伴う地番が変更された場合における当該変更に係る条例の改正に関する事。</p> <p><u>4 金銭の給付を目的とする市の債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で、その目的の価額が200万円以下のものに係る訴えの提起（次項に規定する訴えの提起を除く。）に関する事。</u></p> <p><u>5</u> 市営住宅及び市営住宅用駐車場の明け渡し並びに家賃及び駐車場使用料並びにこれらに相当する損害金の請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事。</p>